

教育研究所とは

設置

■ 野洲市教育研究所を設置する(昭和 31 年)

(野洲市教育研究所条例 第1条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第30条による)



目的

■ 教育研究所は、教育に関する調査研究及び教育関係職員の研修を行い、本市教育の振興に資することを目的とする

(野洲市教育研究所条例 第3条による)

事業

■ 教育研究所は、条例第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| (1) 調査・研究事業 | : 教育に関する専門的及び技術的な事項の調査及び研究 |
| (2) 資料収集事業 | : 教育に関する図書その他の資料の収集 |
| (3) 資料作成事業 | : 教育に関する各種資料の作成 |
| (4) 研究事業・研究助成事業 | : 教育関係職員の研修及び研究助成 |
| (5) 指導相談事業 | : 教育に関する相談及び指導 |
| (6) 上記以外の教育委員会から指定された事業 | |



(野洲市教育研究所規則 第 2 条による)

※詳細は別紙図参照

